

(第九部) 第十九回 參議院農林委員會會議錄第三十七号

昭和二十六年五月二十二日(水曜日)午後一時四十二分開会

○農林政策に関する調査の件

○家畜伝染病予防法案(衆議院提出)
同組合に關する件)

○森林法案(衆議院提出)
○通商産業委員会からの申入れに関する件

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

最初に森林法について建設委員会から連合審査の要求がございましたが、

会期切迫の折でありますので、意見のあるかたは委員外発言を求められること

として頂くよう建設委員会のほうに回答いたしたいと思います。この点聞かれて、三。

最初に本日は農業協同組合に関する
問題で江田議員から発言を求めてお
る旨願います。

おりますので、この問題から入りたい
と思います。

○江田三郎君 農業協同組合の現状及びこのあり方について本委

員会で調査の対象として取上げてもらいうことをお願いしておつたわけであり

農業協同組合の役割というものは非常に大きすぎる。つまり二十億、三十億、四十億、五十億、六十億、七十億、八十億、九十億、一百億、一百二十億、一百三十億、一百四十億、一百五十億、一百六十億、一百七十億、一百八十億、一百九十億、二百億、二百二十億、二百三十億、二百四十億、二百五十億、二百六十億、二百七十億、二百八十億、二百九十億、三百億、三百二十億、三百三十億、三百四十億、三百五十億、三百六十億、三百七十億、三百八十億、三百九十億、四百億、四百二十億、四百三十億、四百四十億、四百五十億、四百六十億、四百七十億、四百八十億、四百九十億、五百億、五百二十億、五百三十億、五百四十億、五百五十億、五百六十億、五百七十億、五百八十億、五百九十億、六百億、六百二十億、六百三十億、六百四十億、六百五十億、六百六十億、六百七十億、六百八十億、六百九十億、七百億、七百二十億、七百三十億、七百四十億、七百五十億、七百六十億、七百七十億、七百八十億、七百九十億、八百億、八百二十億、八百三十億、八百四十億、八百五十億、八百六十億、八百七十億、八百八十億、八百九十億、九百億、九百二十億、九百三十億、九百四十億、九百五十億、九百六十億、九百七十億、九百八十億、九百九十億、一千億、一千二十億、一千三十億、一千四十億、一千五十億、一千六十億、一千七十億、一千八十億、一千九十億、二千億、二千二十億、二千三十億、二千四十億、二千五十億、二千六十億、二千七十億、二千八十億、二千九十億、三千億、三千二十億、三千三十億、三千四十億、三千五十億、三千六十億、三千七十億、三千八十億、三千九十億、四千億、四千二十億、四千三十億、四千四十億、四千五十億、四千六十億、四千七十億、四千八十億、四千九十億、五千億、五千二十億、五千三十億、五千四十億、五千五十億、五千六十億、五千七十億、五千八十億、五千九十億、六千億、六千二十億、六千三十億、六千四十億、六千五十億、六千六十億、六千七十億、六千八十億、六千九十億、八千億、八千二十億、八千三十億、八千四十億、八千五十億、八千六十億、八千七十億、八千八十億、八千九十億、十億、二十億、三十億、四十億、五十億、六十億、七十億、八十億、九十億、一百億、二百億、三百億、五百億、一千億、二千億、三千億、四千億、五千億、六千億、八千億、十億、二十億、三十億、四十億、五十億、六十億、七十億、八十億、九十億、一百億、二百億、三百億、五百億、一千億、二千億、三千億、四千億、五千億、六千億、八千億、

きいわれでありますかたたそぞい
うよくな大きな役割を果すような方向
に農業協同組合が行つておるかどうか

ということになると、我々としましては、非常に疑問を持つておるわけであ

りまして、この問題については政府としても先般農協の再建整備の措置をとられたわけですが、一体あの再建整備法によりまして果して農協が再建或いは整備できるのかどうか。実際にはああいうような法律ができ、措置がとられましたところで、もはやある基準に持つて行けないような協同組合が相当出て来るのではないか。そういうようなものに対するは一体どうするのか。或いは又そういうようなのがない、殆んどすべての今行詰つておるところの農協が、再建整備の措置で救い得るということなら、それでいいのでありますけれども、実情は果してその点はどうなつておるか。その見通しを知りたいということ。或いは又今日この再建整備と並行いたしまして、その一部といたしまして各事業連の統合等が行なわれておりますが、この統合の状態といふものははどういうようになつておるのか。又この再建整備に当りまして都道府県で農協に対しまして特別な援助をやつておるところが相当あるようでありますから、そういう特別な援助といふものは政府のほうの調査では一体どうなつておるか。こういうことにつきまして先づ政府のほうのお調べになつておるところをお知らせ願いたいと思うのであります。

指導連自身といたしましても今後の行き方についていろいろ苦慮しておるのぢやないかと、どうよう聞くのであります。が、そういうことは政府としているのか、或いは又好ましいあり方とされは、ただ今政府の答弁を、調査のお答えを聞くというだけなしに、必要に応じまして関係者の証言を求める。或いは又現地へ出張いたしまして調査をする。あらゆる手段を講じましてこの農業協同組合が本当に軌道に乗つた活動ができるようにして行くということですが、本委員会といたしましても大きな仕事をあると思うのであります。今日の農産物価格の問題につきましても、すでに国際価格と殆ど同じようなレベルに到達するような見通しがありますて、今後この日本農業といふものが国際農業といふ本格的に競争して行くに來ましたことは、いよいよ農業協同組合の果さなければならぬ役割が大きいわけでありますから、そういう点につきまして、只今申しましたように現地調査或いは関係者、学識経験者の証言等を必要と考えるのであります。先づその前に直接指導監督しておられるところの政府のほうの農協の現状なり或いはこれをどう持つて行つたらいいかと、ということにつきましての話を承わりたいのであります。

○政府委員(東畑四郎君) 農業協同組合につきましては、終戦以来日本における農業団体の民主化という一つの理想を以てまして農業協同組合法が生まれ、五カ年間发展をして來たのであります。遺憾ながらその間經濟が非常に変動を來たしまして波にもまれまして、農林協同組合自身の理想といふのが、現実の經濟關係が非常に弱体化するという結果を招いたことは皆さん御承知の通りであります。大きな固定資産を抱え、不良資産を抱え、赤字を持つておる農業協同組合並びに連合会社が非常に多いことはこれは現実の事実でござります。先に通過いたしました農業協同組合再建整備法は、その根本的考え方いたしまして、政府から協同組合の、いわゆる農民の自立的团体であるという一つの根本的な考え方についても、根本的にやはり我々は農業協同組合の、いわゆる農業の自立的團體であると見て、その活動というものが往々にして農業そのものが零細、貧困であるために出資その他が非常に過少である。そういうような点等につきましては或る程度政府において助成をする、指導をするということによつて、これをやはり強い經濟團体として盛り上げる力にいたしたいというのが根本でござります。果して六億五千万円の助成で農協は再建できるかどうかという実は御質問でございますが、率直に申しまして、我々といったしましてはこれで

再建できるのだと、ということをここで申上げるだけの信念はございません。ただ我々といたしましては、飽くまである点、殊にこの補助金のみならず、いろいろな今後起ります條件等の整備をいたしまして、農協が経済的に強くなりますよう指導をいたしたい、現に從来政府そのものが民主化ということのために検査、監督、指導等に対してもやつておらなかつた点も、我々は農協そのものの御相談相手となつていろいろな問題等につきまして今後ます／＼指導育成をするという方向に昨年来参りました。この僅かな資金といふものを手掛りにいたしまして、農民自体の農協に対する認識を高め、或いは出資の増加を図りますれば、我々は今日の農協そのものよりはより強力な農協の再建ができる。併し今日の経済状況によりましては、これだけではなかなか満足できないと思いまして、先づ農協が眞の民主化された協同組合として発展する一つの基盤、前提といふものができないのではないかというので、且下この法律の実施につきまして苦心をいたしておる実は次第でござります。この法案そのものが下からだんだん実は積上つて参りますために、先づ単協そのものが強く、単協組が強くなりますことによつて連合会というものを強くして参るということを理想といたしておりますので、且下のところは我々は先づ單協の指導ということに専念をいたしております。その見通し

(第九部)

(五六五)

がつきりますれば連合会そのものの強化といふものの見通しがつくと思います。この実施はやりつたあるのであります。今後どういう結果が生まれますかは、本年の十一月頃に大体の見通しがつくようであります。それまではまだ我々としましてもどういう結果になるかということをここで確信のある方はお答えを申上げる段階に今ございません。

もう一つは事業連の問題についての統合の状況であります。具体的な統計を実は持つて参りませんでしたけれども、我々としましては複雑な連合会が非常にたくさん成立いたしましたこと自体が、或る意味において協同組合そのものの弱体性を導くということを考えまして、経済的活動をする事業連的なものの統合を漸次図りつつあります。

現実に各県において統合のできましたもの、統合の話の進みつつあるものといろ／＼ございます。順次現段階におきまして、いわゆる販売購買組合的な連合会、経済連合会というものが統一化されるというように考えております。もう一つは指導連の問題であります。現実に農業協同組合発足の当時におきましては、農業のいろ／＼な技術的指導であり、或いは農政活動的なものにつきまして相当の実は期待をしておりましたこと自体は事実でござります。肝心の経済団体としていろ／＼弱体性のために、技術の指導をいたします場合におきましても、或いは農政的活動をいたします場合におきましても、農民自体からそういう多額の資金というものを取れなかつたために、連合会の形においてそのいわゆる経費そのものがなかなか集められにくいとい

はなから／＼できない問題であります
が、経済活動そのものがだん／＼と活
潑に行くと同時にそういう資金的な解
決等も漸次図つて行きますれば、いわ
ゆる我々が当初考えました農業協同組
合そのものの農政的活動面も順次行は
るのではないかというふうに実は考え
ておりますけれども、農業委員会制度
が成立了しましたり、指導連が成立了
いたします過程において、末端における
農政的活動、或いは農民組織の問題等
につきましては、更に我々のほうと
してはもつとより合理的なことにつき
まして目下研究を実はいたしております
す。

○江田三郎君 只今お答えがありまし
たが、これはよほど突込んで検討しな
ければならんと思うのでありますて、
ただ通り一遍の質問をしお答えを願つ
ただけでは問題は一步も前進しない
でありますて、私たちは今日の段階の
再建整備について、國なり或いは地方
自治体なりで助けるべきところは助け
て行かなければならんが、同時に農協
自体も非常に反省をしなければならん
点があると思うのでありますて、例え
ば事業運の統合にいたしましたところ
で、実際にこの出すべき體を全部出し
て統合しているのかどうかといふと、
必ずしもそとはならないで、臭いもの
に蓋をするような工合で、その尻を各
の農協のこれまでの幹部或いは役職員
のかどうかということについても私は
非常に疑問を持つておるわけです。そ

これから農協の活動の状況につきまして、いろいろ／＼疑問があるわけであります。たゞ、例えは全國團體の事務所が集まつておりますところのあの数寄屋橋の事務所あたりへ行つて見ましたところ、一体あの辺に何か特定な料理屋等があるようあります。が、ああいうところへ毎晩出入りしておられる諸君が何を一体やつているのか、果してあれど農協が正しい方向へ向いて行くのかどうかということについても多くの疑問を持つておるわけであります。そこでそういう問題についてもつと根本的に掘り下げる検討する必要がある。少なくも国会におきまして我々が農協再建整備について相当額の国の支出をするという以上は、これに伴いまして、これが本当に軌道に乗るような、その目的を達するような措置を十分に見極めて行かなければならんわけであります。ただ今日この問題をそういう集合に掘り下げて行こうというのではなくのであります。ただ僅かでござりますし、又問題も山積しておりますので、私は今すぐそこまで行こうというのではないであります。が、ただそういうことのために委員長のほうから或いは必要な証言を求め、現地調査する、休会中にでもそういうような措置をされて、もつと農業協同組合の現状なりやり方なりについて検討されるということでありますればそれでいい。或いは若しそういうことをしないといふことになれば、相當まあ突込んでお尋ねしなければならんのです。が、その点についてこれは委員長から皆さんにお詰り願つて頂きたいと思ひます。

○江田三郎君 結構です。

○委員長(羽生三十七君) それではそういふことにいたします。

○委員長(羽生三十七君) それでは次に法案につきまして前日に引続いて質疑を続行いたしたいと思います。なお衆議院からは原田議員が出席されております。

○片柳真吉君 私は法案の第三十六条の第一項の第一号で「省令で定める地域」とありますするが、この省令で定める地域はどういう地域を予定されござりまするか。それから更に同号の最後に「農林大臣の指定するもの」とありまするが、この指定物資はどういうものを予定されておりまするか、先づこの点をお伺いしたい。

○委員長(羽生三十七君) それでは便宜政府側から答弁があります。

○説明員(齋藤弘義君) 省令で定める地域とはこの省令で中華民国、シベリアアとか、ああいうような中疫、牛肺疫、口蹄疫その他激甚な伝染病の蔓延しておりますます地域を定めたいと思っております。これはこういと地域から入りますもので牛馬であるとか、動物であるとか、その肉、骨、皮、毛類であるとかいろいろ／＼なものがござります。そういう検疫を要する、病毒を伝染蔓延いたしますます虞れの多いものを指定いたしましたがござります。

○片柳真吉君 私は実体的には今の御心配で地域をはつきりきめて、例えば今お話をあつたような中共地区であるとか、或いは朝鮮から牛とか馬とかそういうものを絶対入れてはいけないというふうにになりますと、講和会議も近い昨今の情勢から見て参りますと、余りつきりすることは対外的な関係が多少どうかということを中心するわけでもあります。が、その辺の御心配がありますが、どうかどうかですね。

それからもう一つは、今言つたような地区になりますると、従来からも問題になつておりますような、戦争前に日本農村で相当使つておつた朝鮮牛のことは、試験研究の用に供する以外には全然輸入ができるないということになると、思つてあります。が、それはつまり邊どいう見解を持つておられまするか、特にその対外関係が少し、余りはつきりし過ぎやせんかということを実は一番心配しておるのであります。が、その辺を一つお伺いして置きたいと思うのであります。

○説明員(齊藤弘義君) お答えいたします。対外関係につきましてはこの衆議院传染病病予防に關しましては国際條約がございまして、国際獣疫事務局をパリへ創設する国際條約といふものが一九二三年からございます。一九二七年から日本も加入してやつておりまして、その後なお国連の機構にFAOの関係がございまして、やはりその中に國際關係のこういうことをやっておられます。各國とも同一步調でいろいろの防疫の対策を進めておりまして、

輸出入検疫の大体の基準を各国に勧告しましてやつております。で日本も国際獣疫事務局には戦後もすでに代表が出ておりまして、いろいろの基準に従つてやつておるのでありますが、一応この三十六條で原則としてこういうような地区を輸入禁止まして、三十七條以下で以てこういうような条件の下においては輸入ができる。三十六條で禁止された以外のものについて、三十七條以下書いてありますようなこういう条件の下には輸入ができるというふうに書いてござります。それでただ中華民国、シベリヤとかああいうような地区の輸入禁止、殊に生きた家畜の輸入禁止につきましては、従来も伝染病予防法におきまして省令で以てその輸入禁止をしておりました。大体対外的には大した関係はないといふうに考えております。

よるな状況で、殆んど牛もこつちに輸入……、この一、二年から盛んに日本の業者が輸入をしたい／＼といふようなことで、向うの韓国政府といろ／＼交渉がありましたがれども、結局向うに物がなくて入らなかつたような状況でございまして、最近ではこつちから更に牛を出すというようなことを言っておりますので、今のところこの朝鮮牛の輸入を禁止しましても余り大した影響はないといふふうに考えております。

○片柳眞吉君 その次に第六十條の第四号の問題であります、牛疫が一番恐ろしいことは先ほどお話をあつた通りであります、が、國が牛疫の血清の購入費又は製造費の全額を補助する。これは非常にいいと思いますが、これはむしろ牛疫血清は國自身で血清を作るという考え方ではないのですか。

○説明員(齋藤弘義君) そういう方針で以ていろ／＼とこの一、二年以来盡力をして、いるのでござりますけれども、まだ遺憾ながら実施に至つておりません。

○片柳眞吉君 そうすると現在血清を作つておりますのは、どこでどういうふうになつておりますか。

○説明員(齋藤弘義君) 兵庫県の牛疫血清製造所が赤穂にござります。それが殆んど大多数の製造をやつております。あともう一つは國の衛生試験場の鹿児島県谷山支場でございます。それで牛疫の研究のための製造をやつております。それは極く少數、六十万CCでござります。

○三橋八次郎君 第六十條で第三十條及び第三十一條の実施につきましては、助成の途が開かれておるのかどうかと

いうことをお伺いしたいのです。若し
そうであるとしたならば、その助成の
実施方法はどうであるか、それから更
にこれに違反した場合においては五万
円以下の罰金に処せられることになつ
ておりますが、農家の経済の現状に鑑
みまして、これが余り酷にならないよ
うに善処するお考えがあるかどうか
ということをお伺いしたいと思いま
す。

行法に地方行政手数料令で以て取れることがあります。これからも行政手数料としまして手数料を取れるようにならしたいと思つております。その場合の監督でございますが、これからそれを獸医師が不当な、基準に従わないで発行したり、そういうふうにならぬことになつております。それでその基準に違反した者は獸医師法の第五條によります獸医師の不正行為によることになりますので、同法の八條の規定によりまして営業の停止であるとか、或いは免許証の取消としきりが得るわけでござります。

○三橋八次郎君 第五條でございますが、第五條において移動をされる家畜が健康証明書に該当するかどうかということを、これはどういうふうにして識別するかということ、それから第七條において検査済の表示にらく印及びいれずみを行うことになつておりますが、これとの関係がどういう工合になつておりますか。

○説明員(齊藤弘義君) この識別をやりますには、鉄道輸送でありますといふとその駅であります。それからトランクで個人輸送の場合には家畜防疫官とか或いは家畜防疫官であるとか、或いは警察官が勿論健康証明書と照合しましてこれを調べることができます。この調べる規定はひとつとあとの五十一條であつたと思ひます。それで以て検査ができます。

それから第七條の標識でござります。これは都道府県知事が検査、注射、薬浴、投薬をするわけでございまるの家畜防疫官ですが、それを実際にやるのは家畜防疫官

一千万円は了解の程度と、こう聞いておりますが、実はこれを聞きする点は、昨年特に伝染病が蔓延いたしまして、農林省も私たちも大蔵省へ交渉するのに実際に困つたのです。評価額を九万円と法律で定めてあるのを大蔵省が、勝手に三万円に下げて、その三分の一ですから一万円しかよこさん、それで、しようがないから農林省や私たちが頭数を殖やしたと、こういう非常に面倒な問題が起つたのです。ですから了解の程度でありますたら又これを繰返さなければならん、こう思いますので、了解の程度か、或いは大蔵省がはつきり出しますと、こう言つたのか、一つその点を最初にお伺いいたします。

今 の 評 価 額 は 私 は 大 体 安 当 だ と 思 つて お り ま す。併 し 経 済 界 が ど う 变 つ る か わ か り ま せ ん が、下 が れ ば 問 題 あ り ま せ ん が、そ う 下 が る も の の こ と ろ 家 畜 に つ い て は 私 は 思 つ て い な い の で あ り ま す。若 し 上 つ た 場 合 に は、そ の 点 で 大 体 规 定 は して あ り ま す が、今 後 提 案 者 及 び 農 林 省 で 特 に 骨 を 折 つ て 頑 く こ と を 希 望 と し て 申 上 げ て 置 き ま す。

次 に 現 行 法 の 二 十 四 條 に よ り ま す と、知 事 が 手 当 金 を 交 付 す る こ と に 相 成 つ て お り ま す。改 正 法 で は こ れ を 国 が 交 付 す る と、こ う 変 つ て お る の で あ り ま す。が、そ の 理 由 を お 尋 ね い た し ます。

○ 政 府 委 員 (長 谷 川 清 君) 本 案 に 国 の 负 担 と 書 い て あ り ま す も の の 外 の 経 費 につ き ま し て は、原 則 と し て 地 方 财 政 法 の 规 定 に よ り ま し て 都 道 府 縿 の 负 担 に な る と い う ぶ う に し た い と 考 え て お り ま す。

○ 加 賀 操 君 次 に 改 正 法 に よ り ま す と、交 付 金 を 决 定 す る 者 は 農 林 大 臣 で あ り ま す。現 行 法 で は 知 事 が 决 定 す る と、そ れ に よ つ て 国 が 拂 う、こ う い う よ う に 规 定 す る と い う こ と に な る わけ で す。大 臣 が 拂 う と き に 評 価 員 及 び 知 事 は 意 見 を 具 申 す る、こ う な つ て お る わけ で す。現 行 法 で は 只 今 申 ま す よ う に 知 事 が 决 定 す る わけ で あ り ま す。こ れ を 逆 に 言 い ま す と、新 ら し い 法 律 に よ り ま す と、改 正 法 に よ り ま す と 何 だ か 知 事 を 信 用 し な い、こ う 裏 か ら も 考 え ら れ る の で す が、ど う し う 一 く で そ の 最 終 の 决 定 を 大 臣 の こ と こ と へ 持 つ て 行 つ た か、こ う い う わ け で あ り ま す。

○政府委員(長谷川清君) 殺処分等の命令はお話をのように知事が具体的にやるのであります。元来こういうような、殺処分というような処分は、これは国の事務だというふうに思はれますが、殺処分の命令であるとか或いは手当金の交付の金額を幾らにするかというようなことは、その責任者たる農林大臣がみずからきめてやるといふことが、その責任を明らかにする意味においていいのではないか、こういうわけで変えたわけであります。県知事の御意見を信用しないとか何とかいふわけではないのであります。

○加賀機君 では重ねて念を押して置きますが、特別不合理は評価でなければ大体知事の意見通り大臣は決定されますか。

○政府委員(長谷川清君) そういうふうに考えております。

○加賀機君 改正法におきましては国が経費を負担する部分だけははつきり明文になつておりますが、あと自治体が負担する部分には少しも触れておりませんが、只今話を聞きますと大体わかりますが、自治体が條令を置かなくてはならないこの伝染病予防法による経費を、自治体は徴収できるかどうか、こういう点をお伺いいたします。

○政府委員(長谷川清君) 地方財政法の規定によりますと、国と府県とがその費用を負担するということになつておりますが、この法律では國の負担部分だけをきめておりますから、あとどの不足分は当然、改めて條令を設けるまでもなく府県においてあとを負担するということになると、一應考えておられます。

○加賀挽君　この点につきましては私ももう少し研究しなけれどやなんので、政府のほうでも御研究を願つて置きます。

次にこれは前の伝染病予防法を改正するときに話があつたと思うのです。が、いつの機会か私は忘れましたが、結核と伝貧とを改正法によりまして、三十一條によつて年一回検査をしなければならんと、こう書いてあるのです。これは非常に大きな仕事であります。それでこの前もこの経費を自治体で取つてもらわなければ、国が出さないのだから困るから一項入れたと、こういうことになつたのですが、この委員会では、それは國が持つほうがうるさいと、こういうのですが、地方自治体が入れてくれと、こういう話があつたもんですからあのときに入れたように思つておるのでですが、今度のやつは一回せねばならんとなつておるわけであります。これは非常な大きな金が必要のですが、この点から考えまして、この伝染病予防法を先ず完全にと私は申しませんが、この法を出しまして、た最低の効果を擧げるに定る経費を、現在のところ國と地方の負担分に分けて、余り地方の負担が多くなるかどうか、こういう大体う見通しでございます。計算しなきやわからんでしようが、まあ余りに地方の負担が多過ぎた場合にはやれない、こういう結果になるかと思ひます。この点の見通しでよろしうござりますからお答えを願いたい。

○政府委員(長谷川清君)　伝貧とか結核の検査に要する費用であります。が、これは成るべく国費で支弁をするとい

ありますから罰則の適用ができますが、併しやらなければこの法を出した効果がないわけです。その場合に誰か当事者がやらない場合に、これに代つて自治体なり或いは団体なりがやらせることをお考へになつておるかどうか。又やられた場合の経費は自治体でなく、団体がやつた場合に取れるか取れんか、こういう点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(長谷川清君) お話の通り

にやらなければ本法の趣旨が達成せられない

のであります。その場合には

やはりお話をのように代執行を命ずる必

要があるのであります。代執行に

つきましては、御承知のようにほかに

行政執行法という法律がありますの

で、そのほうで当然今のような場合に

は代執行で都道府県知事が代つて執行

をする。その費用は本人から取ると、

こういうふうになるようを考えてお

ります。

○加賀操君 この際畜産に関係があり

ますので、四月の十六日から効力を発

生いたしておられます牛乳の処理の問

題ですが、その点についてお尋ねいた

したいと思います。先ずこれは食品衛

生法から出ているものだと思います

が、この省令を厚生省でお出しになる

趣旨でござります。それは手続は別と

して、趣旨において牛乳を低温殺菌し

なければならんといふよりも、低温殺

菌したほうがよろしいと、こういうお

考へか。又その場合には高溫殺菌をし

たものと低溫殺菌をしたものとの栄養

的効果が非常に違ふから、非常な経費

をかけ、国民に迷惑をかけてもいうし

たほうがよいといふ科学的な根拠にお

ります。

○加賀操君 大体厚生省のお考へはそ

こにあるなら私よろしいと思ひます

が、大体私が考へて見ますと、こうい

う省令をお出しになる場合に、農林省

なり或いは業者に十分に意見をお聞き

になつておやりになつたとすれば、私

が、ですから結果から申しまして、余

り御相談がなかつたのではないかと思ひ

ます。一つお尋ねしたいのは、厚生省

が本当の厚生省の立場において、この

省令をお出しになつたものか、或いは

その筋から何らかの指示があつてお出

立つになつてこれをお出しになつたが、併しやらなければこの法を出した

か、それを最初にお尋ねします。

○説明員(恩田博君) 局長も課長も、

日不在ですから私代つてお答えいたし

ます。

牛乳を栄養食品としまして、十分に

その効力を發揮して頂くということで

低溫殺菌ということにお願いしたわけ

であります。それから低溫殺菌いたし

ますと大変費用がかかるように今承わ

っておりますが、実は私どもいたし

ましてはそれほどかかるものではない

と、かように考へております。ではほ

うこの件につきましては、過日衆議院の

農林委員会でいろいろ御意見、御注意

がありました、生産を担当しておる農

林省と完全なる打合せをしておらなか

つたといふこととのお叱りがありまし

て、只今大至急に農林省と打合せ、協

議をいたしまして、なお関係業者の意

見も徴しまして、改正すべきところは

改正したいと、こういう立場に考へて

おります。

○加賀操君 厚生省がお直しになると

いうことになりますと、私意見でなし

に希望になりますが、この希望は、厚

生省が農林省及び関係の業者の意見を

十分にお聞き下さつてお直しになると

いうことになりますと、私意見でなし

に希望になりますが、この希望は、厚

生省が農林省及び関係の業者の意見を

十分にお聞き下さつて申上げますが、

大体先づ牛乳の生産者の立場から申し

ますと、私はつきりとここで申上げ

て置きます。私は牛を飼つております。

そして市乳を売つていてます。です

からはつきりわかりますが、生産省の

立場から申しますれば、攝氏十五度で

自分の搾乳したものを加工場へ持つて

行くということは実際は私できません

うのです。特別な市乳であります

が、すぐそれを処理しまして、そうし

て攝氏十度以下でこれを消費者の台所

へ運びますが、消費者のほうではそれ

を二時間も三時間も放つてあるので

す。それも恐らく日本人である以上、

配達した牛乳をもう一漏温めないで飲

む人はないと思います。そのときには

大がいもう八度から百度ぐらいになつ

ているじゃないかと思います。そうす

れば下のほうでやかましい規則を作つ

て実行しましても、普通の家庭にすぐ

そのまま飲んで頂ければよろしいのです

が、そのままでないと思いますので、

何だか非常にちぐはぐになつていて

います。ですからこの点が何とかな

りませんと、折角製造の過程において

思ひます。

○委員長(羽生三七君) これについて

衆議院の農林委員会で御検討された点

しなつたか、こういう点をお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(恩田博君) 今の御質問にお

答へしたいと思います。この改正は終

戦直後に、厚生省としても何とかしな

くてはいけないという考へがあります

が、かようなことになりまして、なお

この改正いたしたいということにつき

ましても大かたの折衝はいたしてお

りますので、早急に直すべきところは直

したい、かように考へております。

○加賀操君 厚生省がお直しになると

いう加工する段階におきましては、そ

が、かようなことになりますと、なお

この最終の製品においてお考へになるの

が普通でないかと思います。途中では

それほどやかましく言つて頂かなくて

もよろしいじゃないかと思います。市

乳はこれは別であります。そういう点

を一つお考へ願いたいと思います。そ

れから私自身も科学的に言ひ理論的に

言えは、私は低溫殺菌のほうがいいと

思います。むしろ厚生省もそういうお

考へであろうと思いますが、日本の生

活状態からいいますと、例えば私の牧

場で乳を出しまして、まあ大体厚生省

のいわれるような設備はしていません

が、すぐそれを処理しまして、そうし

て申上げますというと、いろいろ御

指示によつて自記寒暖計を置けとこう

いう、その自記寒暖計は八千円から一

万円という。私は八千円から一万円の

自記寒暖計といふものは恐らく役に立

かないものだと思うのです。ですが買

うならば家に買つて置けと、こう言つ

て置きました。そういう点をよく御研

究になつて、生産者も消費者も共にこ

れによつて利益が上る、実効の上るよ

うにお直し願いたいと思います。特に

希望を申上げて置きます。以上でござ

ります。

○委員長(羽生三七君) これについて

第九部 農林委員会議録第三十七号 昭和二十六年五月二十三日 【参議院】

を原田さんから御報告をして下さるそ
うですが……。

○衆議院議員(原田雲松君) 只今加賀

さんのお話になつたと同様な意見で、
実はこれは農林委員会で取上げました
が、御承知の通り二十万頭に近い乳牛
を日本に持つておるのであります、が、
この酪農振興地帯の人たとが非常に困
つておる。この設備をしなければいけ
ないという理由で非常なショックを與
えておる。農林関係では生産事業をや
るし、厚生関係ではその製品をやると
いうところでもちよと食い違ひを生じ
ておると思いますが、全面的にどうも
工合が悪い。而もその筋からの指示な
らば、なぜ今日日本の国に即するような
省令を作らないのか。これが主なる意
見の根拠でありまして、結局簡潔に申
上げますと、この法案は国民が喜ばな
いから芳しくない。だから全面的に修
正をすることを局長が言明して
おりますから、どうか本委員会も衆議
院の農林委員会も、有畜農業のために
この問題は大きく取上げて頂きまし
て、共同戦線でこの法案の修正に階さ
んがたの御協力を得たいと、衆議院で
はさようと考えております。このまま
結局畜産局と厚生省でよくお話になつ
てやるんだと、こういう結論が出てお
る次第でござります。

ただ簡潔に申上げますと、そういう
ふうに修正をすること、ことは最後に
きめられた問題でございます。御報告
を申上げて置きます。

○委員長(羽生三七君) この問題につ
きましては只今原田さんから衆議院の
農林委員会の経過の報告がありました
ので、厚生省公衆衛生局におきまして
も同様この問題について善処あること

を恩原技官を通じて要望いたして置き
ます。

他に御発言ありませんか。別に御質
疑がなければ、本法案については本日
は質疑はこの程度で終了いたしまし
て、明日採決をいたしたいと思いま
す。本日は民主党のかたが御都合で御
出席がありませんので、そういう取計
りをするわけであります。引続いて
森林法案について質疑を行いたいと思
います。衆議院からは野原議員、井出
議員が列席されております。なお森林
法案と共に森林法施行法案につきまし
ても一括して審議を行いたいと思いま
すが、取りあえず本日はこの概要につ
いて野原議員から御説明があるよう
すから……。

○衆議院議員(野原正勝君) 森林法に
つきまして概要を申上げたいと思いま
す。

御承知の通りこの法案は八章二百十
五條に上つている非常に大きなもので
ござります。詳しく申上げますと非常
に長くなりますが、できるだけ簡潔に
その要点だけを申上げたいと思いま
す。

第一章の総則であります。第一章
でこの法律の目的を論じております。
森林計画、保安林等の森林についての
基本的事項を定め、又森林所有者の団
体制度としての協同組織の制度を確立
し、森林の保続培養と森林生産力の増
進を図り、以て国土の保全と国民経済
の発展とを期することにあることを明
らかにしたのであります。第二條は定
義の規定であります。森林及び森林
所有者、国有林、民有林についてそれ
ぞれ定義をしております。即ち森林に
つきましては、從来現行森林法におき
ます。

ましてはその定義の規定がないのであ
ります。従つてその解釈もまちまちで
ありますから、このたびの改
正におきましてはこれを明らかにした
のであります。即ち木竹が集團して生
育をしている土地、その土地の上にあ
る立木竹を總称して森林と言います。
それから木竹が現在生育していないく
とも、木竹の集團的な生育に供されるこ
とが明らかである土地も又森林の範疇
に入れたのであります。但しこれらの
土地及び立木竹であります、その
土地が農地として、又は住宅地として
或いは住宅地に準ずる土地として使用
されているものは、その上にある立木
竹をも含めて森林の範疇外であります。
竹をも含めて森林の範疇外であります。
宅地に準する土地としましては、工場
の敷地、公共建築物の敷地、宗教法人
令第三條に定める神社、寺院等の境内
地の中にある土地が含まれております
。庭園も又その意味で森林ではない
のであります。従つて後築園である
とか、偕楽園等の、昔庭園であった現
在の公園であるとか、或いは上野公
園、日比谷公園等の小公園は勿論住宅
地に準ずる土地として扱われるこ
となるわけであります。それから森林
所有者であります、これは権原に基
いて森林の土地の上に立木竹を所有
し、及び育成することができる者とい
たしました。即ち所有権のみならず、
地上權、賃借權その他土地について
の使用収益の権利に基づいて森林たる土
地の上に木竹を所有し、並びにその木
竹について育成することができる者を
森林所有者としているのであります
。森林たる土地の所有者の範囲とは
必ずしも一致しておりません。即ち森

林の土地所有者でありますても、その
土地について地上權者があり、その地
上權者が立木竹を所有し、育成してい
ます。従つてその解釈もまちまちで
ありますから、このたびの改
正におきましてはこれを明らかにした
のであります。即ち木竹が集團して生
育をしている土地、その土地の上にあ
る立木竹を總称して森林と言います。
それから木竹が現在生育していないく
とも、木竹の集團的な生育に供されるこ
とが明らかである土地も又森林の範疇
に入れたのであります。但しこれらの
土地及び立木竹であります、その
土地が農地として、又は住宅地として
或いは住宅地に準ずる土地として使用
されているものは、その上にある立木
竹をも含めて森林の範疇外であります。
竹をも含めて森林の範疇外であります。
宅地に準する土地としましては、工場
の敷地、公共建築物の敷地、宗教法人
令第三條に定める神社、寺院等の境内
地の中にある土地が含まれております
。庭園も又その意味で森林ではない
のであります。従つて後築園である
とか、偕楽園等の、昔庭園であった現
在の公園であるとか、或いは上野公
園、日比谷公園等の小公園は勿論住宅
地に準ずる土地として扱われるこ
となるわけであります。それから森林
所有者であります、これは権原に基
いて森林の土地の上に立木竹を所有
し、及び育成することができる者とい
たしました。即ち所有権のみならず、
地上權、賃借權その他土地について
の使用収益の権利に基づいて森林たる土
地の上に木竹を所有し、並びにその木
竹について育成することができる者を
森林所有者としているのであります
。森林たる土地の所有者の範囲とは
必ずしも一致しておりません。即ち森

ろは、現在の施業案の制度の改めまし
て、行政庁の責任の下に森林生産の保
続を図り、森林施業の合理化に資する
ように、森林施業の基準としての森林
計画を設定実施いたしまして、戰時戰
後を通じて急激に荒廃と減耗の一途を
辿りつつある我が国の森林資源の保護
培養に努めて行こうとするものであります。
森林計画の設定、その内容、構
成等は細かに申上げますと非常に長く
しまして、その土地について立木を伐
採し且つ擗出する等、伐採に伴う使
用権だけしか持っていない者は、勿論
森林所有者ではないであります。國
有林、民有林の區別であります。又杭木の
業者であるとか、バルブ業者、素材生
産業者等が、單に立木のみを所有いた
しまして、その土地について立木を伐
採し且つ擗出する等、伐採に伴う使
用権だけしか持っていない者は、勿論
森林所有者ではないであります。國
有林野法第四章の部分林につきまし
ては、部分林契約等による造林者が所
有者であると考え得るので、本来民有
林に入れべきものでありますけれども、
國有林野法第四章の部分林につきまし
ては、部分林契約等による造林者が所
有者であると考えられますので、特に國
有林であることを明らかにしました。
なお公有林官行造林地につきまして
は、國が地上權者であるので、國が當
然森林法でいう森林所有者である。從
つて國有林の範疇に属するものである
ということに規定をしております。民
有林は以上の國有林以外の森林で
あります、この中にはいわゆる公有林、
社寺有林、私有林のすべてが包含せら
れているのであります。

第三條は、承継人に対する効力に關
する一般例文規定でござります。
第二章の營林の助長及び監督のこと
でありますか、第二章におきましては
森林計画に関する規定、森林計画で定
める伐採に関する規定、火入等森林に
ついての危害防止に関する規定から成
立しております。その目的とするところ
植栽に関する事項につきましては、森

林区実施計画で定めたところに従つて植栽しなければならないのです。これに違反のあつた場合は行政代執行法又は臨時造林措置法の運用によつて造林の実現を期すのであります。が、違反者に対しましては格別罰則の規定は設けてないのであります。次に伐採については森林を制限林、普通林、特用林及び自家用林の四つに区分をしておりまして、それゞゝ適切な取扱をすることになつております。即ちこの四つの区分の仕方は、制限林は、保安林、保安施設地区の森林、砂防指定地区の森林、国立公園の特別指定地区の森林等、その立木竹の伐採を制限されている民有林が制限林であります。普通林は、制限林、特用林及び自家用林以外の民有林といたします。特用林は、省令で定める樹種、例えは「はぜ」「くり」「うるし」「あべまき」その他を主とする森林で、その立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されておるもので、いわゆる特産樹を中心とした森林であります。森林所有者の申請によつて指定したものであります。自家用林は、森林所有者が自家の生活の用に充てるための必要な木材、薪炭等の林産物採取の目的に供するものを五反歩以内で申請により指定することになつております。

は都道府県知事の許可を受けなければ伐採ができない規定になつておるのであります。この場合の都道府県知事が伐採を許可し得る限度といふものは、森林区実施計画で定める伐採許容限度数量、これは森林の成長量を基準として定められるわけであります。普通林の許容限度の範囲内で行われるわけであります。が、特に必要がある場合は二割の範囲内で許可限度を殖やすことができるようになります。普通林の立木の中で適正伐期齡級以上に属する立木は、先ほどお話ししましたように伐採前六十日までに都道府県知事に文書を以て届出ることによつて伐採ができるであります。この場合の適正伐期齡級は省令において定めるわけであります。が、地域別或いは樹種別によって適正にきめられるべきであります。おおむね成長量の最も多い時期を基準としてきめられるはずであります。

案中の森林法施行法で所要の改正を図ることになつております。第二十一條から第二十三條までは、火入等に関する規定でございます。

第三章は保安施設でありますが、この章は第一節、保安林、第二節、保安施設地区の二節に分れておりまして、第一節は現行法第三章、保安林に相当するものであります。第二節は新設の規定でござります。第一節の内容は、保安林の指定又は解除、保安林における制限、保安林に指定された場合の損失補償並びにこれらに関する手続を定めたものであります。現行法と殆んど同様であります。ただ指定又は解除の手続に多少の補正を加えましたとのと、保安林指定の事由として新たに火災の防備及び干害、雪害又は霧害の防備を附加えまして、新たに保安地区とすることができるようになつたのであります。第一節の保定施設地区は、従来国又は都道府県が行なつておきましたいわゆる治山工事の主体、事業の態様等について法律上の根拠を與えましたもので、おおむね次の内容を含んでおります。國又は都道府県が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う場合には、保安林の指定の場合と同様の手続によつて農林大臣が森林又は原野等をその事業実施に必要な限度で保安施設地区として指定することになつております。都道府県が保安施設事業を行ふ必要があるときは、保安施設地区の指定を農林大臣に申請するのであります。それから保安施設地区指定の有効期間は七年として必要があるときは三年を限つて延長のできることがあります。なおその後十年間は國又は都道府県はその保安

施設事業にかかる施設の維持、管理を行うことができるのです。次に国又は都道府県が保安施設事業をやめたときは、農林大臣は遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならないものとしております。又地区指定の後一年を経過しても国又は都道府地の所有者その他その土地に関して権利を有する関係人は、国又は都道府県がその地区内で行う造林、森林土木事業、その他保安施設事業を行うこと、及び期間満了の後におきまして施設の維持管理をする行為を拒んではならないものとしております。次に国又は都道府県は、保安施設事業を実施するごとに今まで関係人が受けた損失を補償しなければならない規定を設けております。次に国は保安施設事業によつて利益を受ける都道府県に対しまして、その事業費の三分の一以内を負担させることができるのであります。都道府県の行う事業に対しましては、その事業費の三分の二以内を国が補助することのできる規定もあるのであります。保安施設地区の有効期間が満了しましたときに森林であるものまだ保安林でないものは、そのときに保安林として指定されたものとみなされまして、従つてそれ以後は保安林になるのであります。

權の設定に関する事項を規定しております。現行法と殆んど同様であります。即ち使用権の設定に関する都道府県知事の認可、使用に関する協議が整わない場合の都道府県知事の裁定、使用される土地の所有者のその土地の收回の請求、使用の際の損失の補償、損失の補償に関する訴訟等を規定いたしましたして、更に水の使用権の使用についてもこれらの規定を準用するほか、水流における工作物の使用等に関する規定を置いたのであります。改正を加えました点は、土地の使用権を設立し得る場合を明確にいたしまして、森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出したしまして、林道、木林集積場その他森林施業に必要な設備をする場合と共に、設置しようとする設備の範囲を拡張したことであります。なお土地の使用に関する規定のほかに立入調査の規定を置きまして、森林所有者又は権原に基づいて森林の立木竹の使用若しくは収益をする者が、森林施業に関する測量又は実地調査のために必要がある場合には、都道府県知事の許可を受けて他人の土地に立ち入り、又は測量調査の支障となる立木竹を伐採することができる規定を置いております。

森林施設地区の指定に関する事項、及び森林に関する重大な問題がそれ／＼審議されるのであります。中央森林審議会の委員は学識経験者十七人、農林省その他関係行政機関の職員十人といったしまして、農林大臣が内閣總理大臣の承認を得て任命するのであります。又農林大臣は専門の事項を調査させる必要があると認めた場合には、委員のほかに専門員を置くことができる規定であります。都道府県森林審議会の委員は、学識経験者十人、都道府県その他関係行政機関の職員五人といたしまして、都道府県知事が任命するのであります。

第六章の森林組合と森林組合連合会であります。これにつきましては先づ組合の目的であります。森林組合及び森林組合連合会は、森林所有者の協同組織によりまして森林施設の合理化と森林生産力の増進とを図り、併せて森林所有者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とするということを明らかにしております。それから独立禁止法との関係であります。森林組合は、独立禁止法の適用につきましては、法人たる組合員であつて、常時使用する従業員の数が百人を超えて、又はその經營する森林の面積が三千町歩を超えるものを除いて、同法第二十四条第一号の小規模事業者となざるのであります。森林組合は、施設組合と生産組合、事業及び組合員は、それ／＼施設組合及び生産組合によつて細かく規定をしておりますが、これは法案の御審議を頂きたいと思います。施設組合は、林道を設け、拡張し、或いは復旧したときは都道府県知事の認可を受けまして、その事業

の実施によつて特に利益を受ける者（組合員を除く）に、その事業に要した費用の一部を負担させることができるとしております。施設組合の倉荷については、一般の協同組合と同じよう証券の発行、組合施設の員外利用等に規定を設けております。加入、脱退は自由であります。従来のようないわゆる強制加入ではないのであります。議決権及び選舉権などは、一人一票とするほかに、組合員の権利義務につきましては、一般の協同組合と同様な規定を設けております。管理規定であります。組合の管理に必要な事項として、定款、規約、総会、総代会、財務等に関しまして、一般の協同組合の例に倣つて必要な規定を設けたのであります。なお組合員から信託を受けまして、信託法の適用の特例を設けておりましては、組合を設ける場合、施設組合にあります。設立、解散、清算、登記及び監督等であります。これらのことは、組合を設ける場合、施設組合にあります。設立、解散、清算、登記及び監督等であります。これらのこと

によって定めるのであります。地区の全部又は一部を地区とする森林組合又は森林組合連合会を以て会員としております。それから連合会の地区の全部又は一部を地区とし、他の法律に基いて設けられた協同組合であつて前号に掲げるものの事業と同じような事業を行う者も準会員としてこれを加えることができます。第七章は雑則であります。この他の解散や清算等につきましては一般の協同組合と同じであります。次に森林組合の連合会の事業と会員ですが、森林組合連合会は次に申上げるような事業の経営に関する指導、二、会員の行う事業に必要な資金の貸付、三、会員の行う事業に必要な物資の供給、四、所保管又は販売、五、所屬員の行う林業

に必要な種苗の採取又は育成に関する規定に対する国庫の補助等に関する規定であります。第八章は罰則であります。第八條から第十一條までは組織変更は施設、六、所屬員の行う林業に必要な施設、七、防火線の設置、病虫害の防除その他所屬員の森林の保護に関する施設、八、所屬員の福利厚生に関する施設、九、林業に関する所屬員の技術の向上及び組合事業に関する所屬員の知識の向上を図るために教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設、十、所屬員の経済的地位の改善のためによる団体協約の締結、十一、以上のかに会員の指導及び連絡に関する施設、十二、前各号に掲げる事業に附帯する事業、以上であります。連合会の会員たる資格を有する者は定款によって定めるのであります。地区の全部又は一部を地区とする森林組合又は森林組合連合会を以て会員としております。それから連合会の地区の全部又は一部を地区とし、他の法律に基いて設けられた協同組合であつて前号に掲げるものの事業と同じような事業を行う者も準会員としてこれを加えることができます。第七章は雑則であります。この他の解散や清算等につきましては一般の協同組合と同じであります。次に森林組合の連合会の事業と会員ですが、森林組合連合会は次に申上げるような事業の経営に関する指導、二、会員の行う事業に必要な資金の貸付、三、会員の行う事業に必要な物資の供給、四、所保管又は販売、五、所屬員の行う林業

用に対する国庫の補助等に関する規定であります。第八章は罰則であります。第八條から第十一條までは組織変更は施設、六、所屬員の行う林業に必要な施設、七、防火線の設置、病虫害の防除その他所屬員の森林の保護に関する施設、八、所屬員の福利厚生に関する施設、九、林業に関する所屬員の技術の向上及び組合事業に関する所屬員の知識の向上を図るために教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設、十、所屬員の経済的地位の改善のためによる団体協約の締結、十一、以上のかに会員の指導及び連絡に関する施設、十二、前各号に掲げる事業に附帯する事業、以上であります。連合会の会員たる資格を有する者は定款によって定めるのであります。地区の全部又は一部を地区とし、他の法律に基いて設けられた協同組合であつて前号に掲げるものの事業と同じような事業を行う者も準会員としてこれを加えることができます。第七章は雑則であります。この他の解散や清算等につきましては一般の協同組合と同じであります。次に森林組合の連合会の事業と会員ですが、森林組合連合会は次に申上げるような事業の経営に関する指導、二、会員の行う事業に必要な資金の貸付、三、会員の行う事業に必要な物資の供給、四、所保管又は販売、五、所屬員の行う林業

用に対する国庫の補助等に関する規定であります。第八章は罰則であります。第八條から第十一條までは組織変更は施設、六、所屬員の行う林業に必要な施設、七、防火線の設置、病虫害の防除その他所屬員の森林の保護に関する施設、八、所屬員の福利厚生に関する施設、九、林業に関する所屬員の技術の向上及び組合事業に関する所屬員の知識の向上を図るために教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設、十、所屬員の経済的地位の改善のためによる団体協約の締結、十一、以上のかに会員の指導及び連絡に関する施設、十二、前各号に掲げる事業に附帯する事業、以上であります。連合会の会員たる資格を有する者は定款によって定めるのであります。地区の全部又は一部を地区とし、他の法律に基いて設けられた協同組合であつて前号に掲げるものの事業と同じような事業を行う者も準会員としてこれを加えることができます。第七章は雑則であります。この他の解散や清算等につきましては一般の協同組合と同じであります。次に森林組合の連合会の事業と会員ですが、森林組合連合会は次に申上げるような事業の経営に関する指導、二、会員の行う事業に必要な資金の貸付、三、会員の行う事業に必要な物資の供給、四、所保管又は販売、五、所屬員の行う林業

後は融通せられることになるのであります。その貸付の直接の対象としましては森林組合を原則として、森林所有者には森林組合から転貸する方法によるものとしております。その貸付金の限度は、利用伐期齢級以上、適正伐期齢級以下の森林の立木の評価額といたしまして、且つその毎年の新森林所有者に対する貸付金額は三十万円を限度とする方針であります。なおこの資金の償還は定期一時償還の方針を採用しているのであります。第二十四條は、罰則の適用及び旧法の規定又はこれに基く命令の規定によりました処分、議決、申請その他の行為についての当然の経過規定を定めておるのであります。

以上を以ちまして、簡単であります
が、森林法と施行法の概況の御説明を
申上げました。

○委員長(羽生三七君) 質疑を願う前

に御報告申上げることがあります、それは通産委員長深川築左エ門君から当委員長宛、森林法案の取扱に関する件という申入れがありましたので、簡単に申立てますから全文を読んで御報告に代えます。内容は、「貴委員会に付託御審議中の森林法案は、森林の保護培養と森林生産力の増進を図り、以て国土の保全と国民経済の発展に資すべく極めて重要な法案であります。然るところ同法施行の際、年産四千五百万トンを目標としている石炭業者が、その所用坑木一千一百万石の確保が果して可能なりや否やについて頗る懸念いたしておりますことは、業界関係者の数次に及ぶ陳情等によつてすでに御承知の通りであります。石炭の増産に多大の関心を持つ我が通産委員会といた

しましては、その点について特に留意し、その成り行きについては大いに注目している実情であります。貴委員会における審議に際しては、通商産業委員会の意のあるところを了とせられ、格段の御配慮を賜わりたくお願い申上げます。」以上の通りでありますので御披露申上げて置きます。

本日はこの程度で散会いたします。
午後三時三十分散会
出席者は左の通り。
委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君
西山 片柳 真吉君
岩男 仁藏君
委員 原田 雪松君
原田 正勝君
農林政務次官 島村 軍次君
農林省農政局長 東畑 四郎君
農林省畜産局長 長谷川 清君
林野庁長官 横川 信夫君

説明員	常任委員	倉田 吉雄君
農林省畜産局衛生課長	会専門員	齊藤 弘義君
厚生技官(公衆衛生局乳肉衛生課勤務)		恩田 博君

事務局側
政府委員
農林政務次官
農林省農政局長
農林省畜産局長
林野庁長官
原田 雪松君
原田 正勝君
島村 軍次君
東畑 四郎君
長谷川 清君
横川 信夫君

常任委員
安樂城敏男君

昭和二十六年六月四日印刷

昭和二十六年六月五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所